

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務委託公募型プロポーザル 質問と回答

No.1

項 目	実施要領について 4 (2) 共同企業体の場合
質 問	共同企業体とは。例えば委託先、再委託先は共同企業体になるか。
回 答	共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）は、本業務を受託・履行するために複数の企業等で形成する組織体を指しています。委託先、再委託先は共同企業体になりません。

No.2

項 目	実施要領について 4 (2) 共同企業体の場合
質 問	オの企画・運營業務やプロモーション・情報発信基盤整備業務は、小田原市に限った業務を指すか。もしくは、類似の他行政地域も含むか。
回 答	小田原市の業務に限りません。

No.3

項 目	仕様書について 4 別添資料
質 問	事業が3か年計画だが、令和4年度でのゴールはどこを想定しているか。別添付資料にゴールが5つ載っているが全てを令和4年度で達成するのか。3か年を通して達成を想定している場合は、それぞれの年度でどの程度の段階の進捗を想定しているのか。
回 答	2030年までにゴールを達成するための初動の3か年です。仕組みや体制を構築し、事業を運営し、軌道に乗せる計画とし、ゴールに対する各年度の進捗については提案をしてください。

No.4

項 目	仕様書について 4 (2) 基本とすべき4つの柱
質 問	美食アンバサダーと美食リーダーに人数制限はあるか。
回 答	美食アンバサダーと美食リーダーに人数制限はありません。

No.5

項 目	仕様書について 4 (2) 基本とすべき4つの柱
質 問	美食アンバサダーと美食リーダーはすでに決まった人がいるか。決まっておらず受託者側で人選をする場合、記載の条件は全て満たすことが必要か。いずれかに該当すればいいか。
回 答	美食アンバサダーと美食リーダーに決まった方はいません。記載の条件を全て満たす必要はありません。

No. 6

項 目	仕様書について 4 (2) 基本とすべき4つの柱
質 問	美食アンバサダーと美食リーダーの契約想定年数は。
回 答	美食アンバサダーと美食リーダーについて契約は想定していないため、契約年数の想定もありません。

No. 7

項 目	仕様書について 4 (2) 基本とすべき4つの柱
質 問	ウの「小田原漁港周辺」エリアとは具体的にどこまでの範囲を指すのか。
回 答	「小田原漁港周辺」エリアは小田原漁港から早川駅、小田原漁港交流促進施設（漁港の駅 TOTOCO 小田原）を含む一帯を指します。

No. 8

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	「事業実施予定である令和6年度末までを想定」と記載があるが、WEBサイトの公開日は、令和4年3月31日までで相違ないか。
回 答	WEBサイトは令和5年3月31日までに公開してください。ただし、なるべく早めに公開しプロモーションに繋げることが望ましいです。

No. 9

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	事業計画案の策定にあたり、基本とすべき4つの柱等の一部変更は可能か。
回 答	基本とすべき4つの柱の主旨が変わらなければ一部変更は可能です。

No. 10

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	美食アンバサダー、美食リーダーへの選定に際し企画提案書段階では個別に連絡しないこととある。そうすると予算感も出せない及び提案内容としての確証もないが問題ないか。
回 答	実現可能な人で、前例や相場を勘案した予算で提案してください。

No.1 1

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	事業計画案は令和 5 年度、6 年度に関しても具体的な提案内容を盛り込む必要があるか。また見積書は令和 5 年度、6 年度分も必要か。
回 答	令和 5 年度、6 年度の事業計画案は、令和 4 年度の具体案に付随するように必要な項目と予算規模を提案してください。 実施要領 9 (3)ウ参考見積書は令和 4 年度のみで提出してください。

No.1 2

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	「企画提案書の作成段階において、連絡は行わないこと」と記載があるが、専門家などの内諾がなくても、候補者としての提案でよいか。
回 答	専門家などの内諾がなくても、実現可能な範囲で候補者を提案してください。

No.1 3

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	構成員の選出に関して「計画推進にあたり想定される役職・資格」とあるが、具体的に想定される資格はあるか。
回 答	具体的に想定している資格はありません。

No.1 4

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	組織体制と構成員の提案があるが、美食アンバサダー及び美食リーダーと同じく個別に連絡しないという形で問題ないか。
回 答	個別の連絡は行わないでください。

No.1 5

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	会議の招集頻度は、何回を想定しているか。既に本事業に係る会議で確定しているものがあれば回数とスケジュールは。
回 答	会議の招集頻度の想定はありません。確定している会議はありません。

No.16

項 目	仕様書について 5 (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営
質 問	「推進を行う組織体制の運営支援」で、組織とは、提案者が事業計画を遂行するために組成するもので相違ないか。また、市指定の参加者や実施回数、報告方法などの規定はあるか。
回 答	「推進を行う組織」とは、市が事業計画を遂行するための組織であり、今後本事業を継続するための団体の母体となる組織として組成します。提案者には事業の推進と組織の運営について支援をお願いしています。市指定の参加者や実施回数、報告方法の規定はありません。

No.17

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	イベントでのスポンサー（協賛金）集めは可能か。
回 答	可能です。ただし、実際に行う場合は委託者との事前協議が必要です。

No.18

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	5 (1) アで提案したプロモーション計画のうち、令和4年度内に実施する方法について「IT（ウェブサイトの構築含む）・イベント・メディア・その他としてそれぞれ提案すること。」となっているが、現段階で使える既存のコンテンツ、イベント、SNSアカウント等の共有は可能か。
回 答	市のホームページに掲載、紹介されているイベントやSNSアカウント等は使用可能と想定ください。

No.19

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	「令和4年度に実施する方法について提案」とあるが、今年度内にすべてを実施することが必須か。一部翌年度に実施しても問題ないか。
回 答	今年度中の実施が必須です。

No.20

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	作成したホームページの置き場所はどこか。新たにサーバーとドメインの取得が必要か。
回 答	作成したホームページの置き場所についても提案をお願いします。新たにサーバーとドメインの取得が必要です。

No. 2 1

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	ウェブサイトの構築にあたり、新たに特設ページを作することを想定しているか。その場合は「小田原市HP」と同じサーバーに格納か。(本業務終了後も継続することのできるサイトとなっている)
回 答	新たに特設ページを作することを想定しています。「小田原市HP」と同じサーバーに格納することはできません。新たにサーバーとドメインの取得が必要です。

No. 2 2

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	WEB サイトを構築する際のサーバーの種類はレンタルやクラウドかまたは物理的なサーバーのどちらを想定しているか。物理的なサーバーを利用する場合、構築の際の小田原市様とのやり取りや手順はあるか。レンタルサーバーの場合、想定契約年数は。
回 答	WEB サイトを構築する際のサーバーの種類に想定はありません。機密性や安全性を考慮し提案してください。レンタルサーバーの場合の想定契約年数は単年度です。

No. 2 3

項 目	仕様書について 5 (2) プロモーション・情報発信基盤整備
質 問	Internet Explorer はすでにサポートを終了したブラウザで、Windows のデフォルトブラウザは現在 Edge となっているが、Internet Explorer の対応が必要か。
回 答	Microsoft Edge の対応で想定してください。